



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Thomas Michael Martin, Auf dem Weg zum Reichstag. Studien zum Wandel der deutschen Zentralgewalt 1314-1410 (Schriftenreihe der Historischen Kommission beider Bayerischen Akademie der Wissen ; Bd.44), Göttingen 1993, 457 S.& Tab
Author(s)	横川, 大輔
Citation	西洋史論集, 5, 53-62
Issue Date	2002-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37448
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_53-62.pdf



Thomas Michael Martin, *Auf dem Weg zum Reichstag. Studien zum Wandel der deutschen Zentralgewalt 1314-1410* (Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften ; Bd. 44), Göttingen 1993, 457 S. & Tab.

横川 大輔

はじめに

一九世紀以来、シュタウファー朝断絶以降の帝国（神聖ローマ帝国）は名ばかりの存在となり、近代国家の発展は帝国ではなく領邦のレベルで実現された、とみなされてきた。しかし近年、このような評価の前提となった集権化をもって国家の発展とする観点が根本的に見直され、この帝国像も再検討されている。特に一九七〇年代以降、新たな視角に立った研究が多数発表され、帝国史は現在ドイツにおいて最も活況を呈している分野の一つになっている。中でもベーター・モラーフは、中世後期の帝国を理解するのに二段階からなる国制モデルを導入し、帝国史研究に大いなる先鞭をつけた。本書は、このような新しい帝国史の研究に長年携わってきた著者が、政治決定の場の変遷、すなわち帝国議会発生の問題を通じて、一四世紀から一五世紀にかけて

の帝国国制の構造変化を具体的に描き出そうとしたものである。本書の構成は以下の通りである。

I 序章

- a 史料研究的諸前提と概念上の諸変化
- b 帝国議会研究の現状と課題
- c 本書の構成

II 本論

- a ドイツにおける政治生活の中心としての国王宮廷
- b 中世後期の危機と二元主義的国制勢力の上昇
- c 同時代の歴史叙述に現われている宮廷会議

III 終章

帝国議会の発生に関する近年の研究は、従来の研究、並びにそれを支えた史料である *Deutsche Reichstagsakten* の編纂方法への批判から、次のことを明らかにしてきた。まず、中世には帝国政策の決定のための唯一の協議の場として、国王が任意の「有力者」を宮廷に召集し協議を行った、宮廷会議があった。しかし、この宮廷会議は従来いわれていたように、単線的に帝国議会へと発展したのではない。帝国議会は、帝国政策を担った様々な起源の集会在絡み合うという過程を経て、一五世紀末に一つの制度として出現したのである。本書はその複雑な過程の中でも、宮廷会議が唯一の政策決定の場という意義を失うにいたる過程を考察している。この過程はまた、帝国国制におけ

る根本的な構造の変化をも意味した。なぜならば、唯一の政策決定の場であった国王による宮廷会議は、帝国内の唯一の中心でもあったからである。

我が国においても、池谷文夫氏が一四世紀から一五世紀初頭の選帝侯の位置付けに関する研究の中で、部分的にはあるが本書を参照している⁽²⁾。氏は、本書の著者の視点のうち次の二点に注目している。一つは、ライン選帝侯が地域的な貨幣・関税協定を通じて比較的安定した経済圏を作り出していたということ、もう一つは、その経済圏はライン選帝侯の支配地域を越えて、広範な地域を覆っていたことである。そこから氏は、ライン選帝侯が経済的な利害ゆえに繰り返し協定を締結していたということが、一四世紀末における彼らの地位の上昇にとって重要な役割を果たした、という点を指摘している。そして氏は『金印勅書』で規定された特権の中でも貨幣鑄造権に着目し、一三五六年に始まった『金印勅書』体制が、ライン選帝侯によって、自らの特権を確実にする方向で展開されたと整理している⁽³⁾。本紹介においては、池谷氏とは別の視点、つまり帝国内の變動という点から次の順序で紹介したい。まず一では著者がどのように帝国内の變動を描いているのかを概観する。次に二では、本書の中で重要な位置を占める帝国都市に関して、注目すべき点として整理することで紹介にかえようと思う⁽⁴⁾。

一 帝国内の變動と諸会議

著者は中世後期の帝国内の變動を、一つの「振り子」として捉え

る。つまり、「皇帝とライヒ⁽⁵⁾」の「ライヒ」という言葉が二つの意味をもち、その間を揺れていたと説明するのである。その二つの意味とは、一つは皇帝という言葉の同語反復、すなわち一元的な国制システム⁽⁶⁾の表現であり、そしてもう一つは二元主義的な意味、すなわち皇帝とは別に帝国政治を担いうる主体の表現である。「皇帝とライヒ」といわれ始めたシュタウファー朝の時代においては、この言葉は紛れもなく同語反復的に使われていた。それが中世後期において、徐々に二元主義的な意味をもち始め、ちょうど振り子のようにその時々状況によって意味を変えたのである。著者はこのような「ライヒ」の意味の変化にとつての重要な年代として、一三三八年、一三四六年、一三五五―五七年、一三七六年、一三九四年、一三九七―一四〇〇年、一四〇二―一四一〇年をあげる。それでは、これらの年代はそれぞれどのような意味をもっていたのか。

一三三八年、それまでとは全く異なる新たな状況が生まれた。帝国の代表として皇帝とは別個に帝国政策を担うという、一つの団体「ライヒ」が出現したのである。この「ライヒ」は、レンスの選帝侯会議において彼らが一致して判告を出した時に、その姿をはっきりと現わしたように、選帝侯が中心であった。この事件の背景には、教皇による帝国イタリアの代理職の要求、ドイツ国王選挙への干渉とが、選帝侯には自らの権利の侵害と映ったことがあった。当時皇帝であったルートヴィヒ四世は、同年開かれたフランクフルトの宮廷会議において、この「ライヒ」を自らの宮廷会議へ統合し、当時の帝国政治に強い影響力をもつことができた。しかし、この「皇帝」と「ライヒ」

という両者の統合は、一三四二年以降目に見える形で崩壊していく。なぜなら、ルートヴィヒが帝国領の入質政策の遂行と家門権力の拡大、そして教皇庁との和解を最優先したことにより、選帝侯が皇帝の行動に強い不信感を抱いたからである。選帝侯中心の「ライヒ」はルートヴィヒから離れ、一三四六年両者の対立は決定的となった。この時「ライヒ」は皇帝ルートヴィヒを廃位し、自らのグループの中からルクセンブルクの家カールを、カール四世として国王に擁立したのである。

一三五五〜五七年にニルンベルクとメッツにおいて、カールの王権の特徴を示す宮廷会議が開かれた。この二回の宮廷会議において、皇帝と選帝侯との間のあるべき関係、つまり選帝侯は帝国の政治的な問題に関与する義務をもつと同時に皇帝の支配下にある、ということが明示されたのである。例えば、このとき発布された『金印勅書』における皇帝と選帝侯の年一回の会議という計画を挙げることができる。これは時期尚早であることから失敗に帰すことになったが、しかし、ここに「ライヒ」に帝国政策に関する義務を負わせ、その「ライヒ」を自らの支配下におこうとするカールの意図が最もよく現われている。さらにまた、この皇帝と選帝侯との関係は、『金印勅書』の会議に関する他の諸規定でも示されており、この諸規定は具体的にこの宮廷会議中に開かれたミサで実行され、他の会議参加者にも目に見える形で示された。このことは、カールが一元的な国制システムを帝国にもたらし、それゆえ王権をかつてないほどまでに強力にした、ということを示している。著者は、カール四世の時代がシュタウファー朝以来王権

の頂点であるとして、このような王権のあり方を「宮廷王権(Hofkaiserium)」と呼んでいる。さらにカールの晩年、一つの重要な出来事が起こった。一三七六年のヴェンツェルの国王選挙である。これは、皇帝存命中の自子の国王選挙という中世後期においては異例のものであり、事実上の世襲であった。この国王選挙は選帝侯への広汎な特権授与をとめたが、ともかくもカールはこれを成就したのである。ここに皇帝の下での一元的な国制システムの発展の頂点があった。この国制システムの下では、宮廷会議だけが帝国政策を担いうる会議形態であった。しかし、頂点は同時に下降への転回点をも示すものである。「ライヒ」をその中に取り込み達成された一元的国制システムはカールの死後五年で崩壊し、それに伴って宮廷会議の意義も変質していくのである。

ヴェンツェルの時代に、カールの宮廷王権を支えた二つの重要な要素、家門権力の基盤であったベーメンの安定、そして対外的な基盤であった教皇との良好な関係が失われた。ベーメン王国の反乱、そしてシスマである。帝国においては対教皇庁問題で至急討議する必要があるにもかかわらず、ヴェンツェルはベーメン王国に釘付けにされ、自らの臨席が必要不可欠であった宮廷会議を開きえなくなっていた。しかし、国王ヴェンツェルは無策であったのではない。ドイツに顧問官を派遣し顧問会議(Ratgeber)を開き、統治を補完しようとした。この会議は、遠隔地にいなながらも統治を行うという新たな可能性を、それが萌芽的なものであるにせよ、国王に与えたのである。しかし、このような努力にもかかわらず、王権の機能不全の進行は、最早止める

ことができないものとなっていた。一三九〇年代に入ると顧問會議すら開かれなくなり、ヴェンツェルが帝国政策を担えないということが明らかとなった。このような状況下で一三九四年、ヴェンツェルがメーレン辺境伯ヨープストによって捕縛されるという事件が起こり、王権ははつきりと停止状態に陥った。この事態に対し帝国政策としての何らかの行動が必要であったが、問題が一つあった。すなわち、誰がその権能をもつのかということである。この問題を克服する手がかりは『金印勅書』によって与えられた。つまり、この問題を解決する會議の開催に際し王権の停止状態から帝国の空位という状況が類推され、『金印勅書』から一つの帰結が導き出されたのである。第一に、空位中に帝国の法と平和を擁護するという、帝国代理としての宮中伯の権能である。第二に空位中である帝国において一番重要な問題である新国王の推戴に、権利と義務をもつ選帝侯の権能である。つまり、国王不在時における帝国の問題の処理ということにおいて、新たな国王の推戴は目下の状況と類似しており、ここから選帝侯がこの問題の処理に対しても権利と義務を負う、とみなされた。こうして選帝侯は一三九四年初の「国王不在の會議 (Königsloser Tag)」を開催し、国王の臨席なくしても「ライヒ」として帝国の問題の解決を図ったのである。

この會議と宮中伯の息子ループレヒト三世の活躍により、一三九四年中にはヴェンツェルは捕縛をとかれドイツに帰還した。しかし、国王は何ら帝国政策に関しての行動をせず、「ライヒ」の側の不満は高まり、この不満は一三九七年から反国王的な「国王不在の會議」の開催という形で具体化した。この時の国王不在の會議は、一三九四年の

會議とは異なり、ヴェンツェルの王権が何ら具体的な危機に直面していないにもかかわらず、王権は機能不全の状態にあると判断されて開かれたものであった。このような「ライヒ」側の動きをライン選帝侯が主導していたが、彼らは東の選帝侯グループを熱心に取り込もうと試み、一時的にはあるが、ザクセン選帝侯は「ライヒ」と行動をとりにするのである。ここにライン選帝侯は決して選帝侯の一体性を放棄していたのではないこと、そしてそれにもかかわらず、既に西と東に選帝侯のグループが分裂していた姿を見ることができると。

このようなライン選帝侯の主導する「ライヒ」を中心とする帝国国制の発展は、一四〇〇年の一連の事件、すなわちヴェンツェルの廃位とループレヒトの選挙で頂点を迎えた。カール四世の下で宮廷王権として達成された一元的な国制システムは、ここで二元的なものへと構造転換することになる。そしてここで、この国王即位時に示された選帝侯の統治プログラムである選挙協約 (Wahlversprechung)、また、『金印勅書』を尊重すると述べた国王の即位宣誓の二つが、注目されるべきである。なぜならば、これは帝国の二元主義的な方向への発展が、「選挙王制」の定着と不可分であったことを示すからである。

ライン選帝侯により生み出されたループレヒトの王権は不安定なものであった。なぜならば、自身の国王登位の手続きが完全ではなかったということと国王ヴェンツェルがまだ生きているということから、王権の正統性には疑問が残っていたからである。このことから、ライン選帝侯以外の東の選帝侯グループはループレヒトの王権の有効性を認めていなかった。著者は、国王ループレヒトは宮中伯でもあったこ

と、そしてライン選帝侯だけで選帝侯の過半数を占めているというところから、ループレヒトの宮廷会議は「国王不在の会議」の延長としてみなされ、このことが「国王」と「ライヒ」の分離を促進した、と考える。この一四〇〇年の状況に類似した二重王権という状況は、一三四六年にもあった。しかし、一三四六年の時とは異なり、今回新たに選出されたループレヒトは、帝国において一元的な国制システムを確立できず、逆に「ライヒ」から孤立していった。このことにより、帝国において二元主義的構造への発展は不可逆的に進行し、帝国は二元主義的な構造を、二度と消えることがないように刻印されたのであった。つまり、宮廷会議だけが帝国政策を決定してきた時代は、ここに終焉を迎えたのである。また、「ライヒ」が国王選挙権から帝国政策を担う権能を引き出したということからも、この動きは金印勅書の受容、すなわち「選挙王制」の帝国国制への定着と無縁ではなかったということができる。二元的国制構造と「選挙王制」の確立という新しい基礎の上に立った帝国国制の変動は、ループレヒトが死亡したとき、「国王」か「ライヒ」かという二者択一的な動きから、両者の間の妥協を求める動きへとシフトしていくことになる。これらのことは一五世紀の「帝国改造」の本質的な前提となり、このような動きの中で、帝国議会が徐々にその姿を現わしていくことになるのである。

以上のような整理は、ペーター・モーラフの研究のようなスタンダードな理解を、ほぼそのまま受容したものであるが、その一方で著者は本書においてこの理解を更に発展させている⁸⁾。次節においては、この点をモーラフと対比させる形で紹介していきたい。

二 帝国議会の起源における帝国都市の位置付け

著者の描く中世後期の帝国像において、国王、「ライヒ」そして帝国都市の三者の關係が重要な役割を演じている。つまり、国王は宮廷會議を開くことができた。帝国の代表である「ライヒ」は選帝侯、その中でもライン選帝侯により主導されていたが、国王とは別個に帝国政策を行う可能性をもっていた。そして帝国都市、特にラインとシュヴァーベンの諸都市は両者の間で行動しなくてはならなかった。このように著者が論じている国王、「ライヒ」、帝国都市という三者のうち、著者の独自性は帝国都市の扱いに現われている。著者は特に都市が都市同盟を組むことで、その行動の余地を拡大したことに着目している。この視点はモーラフが既に示していた像を發展させたものである。それではまず、モーラフはどのように都市と帝国議会の發展の關係を考察していたのだろうか。彼の一九八〇年の論文から論点を簡潔に説明したい⁹⁾。

モーラフは帝国議会の發展を考察する際、帝国都市の役割を二つの段階をもって説明している。第一の段階は国王の臣民としての帝国都市という段階である。モーラフによれば、この段階の帝国都市は通常宮廷議會の文脈でのみ出現したのである。いい換えると、都市は国王と直接的な關係をもって初めて「帝国」都市になったのである。帝国都市は国王の臣民であるがゆえに、宮廷會議だけではなく頻繁に日常的な国王宮廷にも伺候していた。モーラフは、国王によって特別な財政的援助を要求されたのと引き換えに、諸都市が種々の特權を得たと

いうこと、そして都市同盟が都市の行動の可能性を拡大したことを認めている。しかし、モーラフはこの考察の際、二点注意を喚起している。第一に宮廷会議における国王と帝国都市の協議は個別的で、帝国都市の利害にかかわることにとどまり、帝国政策ではなかったということである。そして第二に都市同盟を帝国等族のように考えることはできないということである。

モーラフの設定した二つの段階の第二のものは、帝国都市が帝国等族化する段階である。モーラフは年代を明示してはいないが、この段階は一五世紀、それも中盤以降に当てはまると思われる。一五世紀に入ると、もはや国王が帝国都市を自らの臣民団として維持しえなくなつたことから、帝国都市が選帝侯並びに諸侯がイニシアチブをもつた集会、例えば「国王不在の会議」などに姿を現わし始めた。このことは、王権の弱体化の指標でもあった。というのも、このような集会に参加した都市は、国王との直接的なつながりを断つてしまふからである。ここにモーラフは、帝国議會への発展において帝国都市が主体的な役割をもち始めた契機をみている。なぜならば、もはや国王に頼ることができない帝国都市は、帝国議會的な集会、すなわち国王の宮廷会議とは別に帝国政策を決定する集会で、その利害を主張することを余儀なくされるからである。モーラフの評価において、本書の著者の考察範囲である時期における帝国議會の発展に対して重要であるのは、当時帝国政策を協議していた選帝侯のみであり、帝国都市の役割はネガティブにしか評価されない。

著者はこのモーラフの説明枠組を基本的には受容しているが、しか

し、第一の段階における帝国都市の役割を、より積極的に評価しようとする。例えば、都市同盟が宣誓を行うことで発足する一つの水平的な宣誓団体であったがゆえに、全ての同盟参加都市に出席権と議決権を与えた会議の定期的な開催が都市同盟において企図されていた。つまり、都市同盟はその会議の場所、会期そして投票方法において、規定を設けていたのである。さらに、最初はこのような形で現れた諸都市の集会は、一五世紀を通じて帝国政策に対して一定の重要性をもち、一五世紀の後半において都市部会が形成されたことに連なっていくことになる。また、モーラフは都市の従属的な国王の臣民としての側面を強調しており、都市同盟がその行動の可能性を拡大したことは認めつつもそれをあまり高く評価せず、都市をつねに国王、場合によっては選帝侯や諸侯によりその地位を保護されなくてはならない存在、として描いている。しかし著者は反対に、都市同盟という形での地位の強化を重要視し、最初国王のコントロール下で結成された都市同盟が、国王の入質政策により反国王的で自立的に行動する可能性を指摘し、彼らが自立的に行動する一つの身分団体のように描いている。特にシュヴァーベン都市同盟（一三七六年～一三八九年）は、このことをよく示している。この同盟結成の直接の原因は、カール四世の統治の晩年、ヴェンツェルの国王選挙遂行のために行われた質入れである。また一般的に都市同盟は、その結成の動機の中に空位時の自らの安全の確保という目的が存在していた。例えば一二五四年のライン同盟は、この目的が主たる要因となって結成されている。国王は空位時の都市同盟の正当性を原則的に認めていたが、しかし、彼の死亡により帝国の空

位が明らかになったとき、都市の行動が正当性もつのか、つまり、君主の意向に沿っているのか、ということ判断できる機関が存在しなかった。つまり、都市同盟が自らの責任において政治的そして軍事的行動を行いうる基礎がここで与えられていたのである。そして同時に、このことは、都市同盟の行動が反国王の方向に向かう可能性を示している。著者は、ここで都市同盟が選帝侯同盟と並びうる意味を獲得したと考える。つまり、この二つの同盟の形態は、王権の支配の要求に對して自立的な勢力の中心として長期にわたって對抗しうる組織化の形態、と考えることができるのである。

著者はしかし、このような自立的な勢力としての都市の側面だけではなく、国王の重要な臣民としての側面にもまた注意を払っている。この側面が特に顕著に現われるのが、ヴェンツェルの時代からループレヒトの時代における国王の支配においてである。著者はこの二人の王の統治期を「王権の危機」の時代として捉える。ヴェンツェルの時代には、カール四世が築き上げた宮廷王権が徐々に崩壊していき、宮廷會議を開きえない状況に陥っていた。また、ループレヒトの時代においては、自らの国王登位が疑問の余地のあるものであったこと、そして「正統な王」ヴェンツェルがまだ生きていたことが、自身の王権を不安定にする要素となった。このような時期に支配を補完するものとして「顧問會議」が開かれるに至った。この顧問會議は、そこで扱われたテーマの考察から、宮廷會議の代替物として考えることができるものである、と著者はいう。また、この顧問會議は、特に都市との交渉に多く用いられていた。顧問會議においては国王自らの臨席がな

かったので、従来それほど重要視されてはこなかった。しかし、著者によればそのような評価とは逆に、国王の臨席がなかったからこそ、国王の統治に新しい可能性、つまり国王が臨席しなくても遠方から統治を行いうるという可能性を国王にもたらしたのである。そして実際に、特にヴェンツェルは一四〇〇年自らの廃位が現実のものとなりかけているとき、顧問會議により遠方から都市の支持を与えることに成功している。¹² このことはループレヒトの王権に、「国王ヴェンツェル」という存在を刻印したのであった。著者によれば、この顧問會議はジグスムントの下で、代理派遣による「帝国會議」¹³の開催という形態の前段階として位置付けられるのである。

しかしだからといって、都市は国王だけを支持する立場を貫徹し、全くライン選帝侯による「ライヒ」の政治を無視しえたものではなかった。なぜなら、ライン選帝侯、特に三人の聖界選帝侯は、古くからライン地域における平和と経済に関する政策を協力して遂行し、都市、特にライン都市はその恩恵に与っていたからである。さらにもっと現実的な問題があった。すなわち、帝国都市はいくら国王の保護下にある同盟を通じてその力を強化したとはいえ、強力な選帝侯や諸侯には、簡単に對抗しうる存在ではなかったのである。特にヴェンツェルの時代においては、国王はドイツ内部において何ら力をもたなかった。それゆえ、一三九七年以降のライン選帝侯による招集があれば帝国都市は「国王不在の會議」に出席しなければならず、一四〇〇年のヴェンツェルの廃位とループレヒトの選挙のためのライン選帝侯の要求に、両者の不興を買うのを避けるために、最終的な返答をすることができ

なかったのである。

都市は、選帝侯を筆頭とする諸侯的勢力「ライヒ」と国王の狭間で、一方で国王の支配基盤として国王にとって重要な存在であり、他方で国王から離れ独自に行動しうる存在でもあった。一四〇〇年前後の「皇帝とライヒ」という言葉の意味の変遷、すなわち帝国国制の変動を知る上で、都市の動きを欠かすことはできない。そしてこの変動を基礎として、帝国に新たな運動が沸き起こるのである。その中の一つが、帝国議会への発展であった。

おわりに

本書において著者は、モーラフが既に示していたような帝国議会の起源に関する整理を継承し発展させ、中世後期、特に「ライヒ」の出現から、国制の変動と会議の諸類型の出現を関連させて叙述している。著者が、特に一四〇〇年のヴェンツェルの廃位とループレヒトの国王選挙は、「皇帝とライヒ」という言葉の二元主義の意味と国王選挙との最終的な結びつきをもたらし、さらにループレヒトの不安定な王権が、帝国が二元主義的へ不可逆的に発展させた、と著者はみなしている。その際著者は、政治的に受動的でしかないとモーラフが考えた都市の役割を、積極的に評価の中に組み入れている。ここに、中世後期の国王にとって都市はどのような意味をもっていたのかという、彼が博士号取得論文を提出して以来^[4]一貫してもちつづけている問題意識をみてとることができる。

本書において著者が示したような、帝国都市の動きを視野に入れた一四世紀から一五世紀にかけての帝国史の叙述は、帝国議会の起源の研究だけでなく、一五世紀において現われる新たな国制構造の変動の分析にとってもまた、重要な意味をもつであろう。さらに、本稿においては限られた紙幅から紹介することはできなかったが、中世後期における国王並びにその参加者としての宮廷会議の意味、そして池谷氏が取り上げているように選帝侯、その中でも特に一四世紀末からの帝国国制において重要な役割を果たすライン選帝侯の具体的な動きも、本書において明確に示されている。そのような知識もまた、一四世紀のみならず、中世後期という時代を研究するにあたっての前提とすることができる。本書はこのような意味で、一読に値するといえることができるのである。

註

- (1) 著者は現在、ギーセン大学歴史学部の中の、P・モーラフとP・J・ハイニツヒが教授を務める地域史部門の一員(Akademischer Rat)である。著者の代表作として、Die Städtepolitik Rudolfs von Habsburg, Göttingen 1976.がある。これは彼が一九七一年にギーセン大学に提出した学位取得論文(Dissertation)を出版したものである。
- (2) 池谷文夫『「金印勅書」体制』下の選帝侯会議——一四世紀における選帝侯同盟の意味——(茨城大学教育学部紀要—人文・社会科学、芸術—第四九号、二〇〇〇年)。同「一四〇〇年のドイツ国王選挙—ヴェンツェルの廃位とループレヒト・フォン・デア・プファルツの選出をめぐって—」(同)。
- (3) ここでは池谷氏の論点について若干説明したい。池谷氏という『金印勅書』体制とは、選帝侯が『金印勅書』を相当高く意識し、そこに

規定されていた特権を用いていた、ということをしてしている。しかし、E・シュバートはこのような『金印勅書』体制が一二五六年から始まった、とはみなすことはできないという。E. Schubert, *Königswahl und Königum im spätmittelalterlichen Reich*, in: *Zeitschrift für historische Forschung* 4, 1977. また『金印勅書』の受容に関しては、本書においてもシュバートの指摘と一致しているわけではないが、しかし、制定後この勅書がほとんど意味をもたなかったという点では一致している。むしろ、氏のいう『金印勅書』体制は、本書に示されたように、「ライヒ」の動きが活発化していく一三九四年、特に一三九七年以降と捉える方が適切ではなからうか。

(4) なお、ドイツにおいても本書に対する書評がある。I. Hlaváček, T. M. Martin: *Auf dem Weg zum Reichstag. Studien zum Wandel der deutschen Zentralgewalt 1314-1410*, in: *Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters* 50, 1994, S. 341-342.

(5) 中世後期においては、「皇帝とライヒ (Kaiser und Reich)」、「国王とライヒ (König und Reich)」という二通りの言い回しがありえた。というのは、選帝侯たちによって選出されるのは「ローマ人の王」と呼ばれるドイツ王であり、皇帝ではなかったからである。皇帝の称号は、皇帝位への期待権をもつドイツ王が、教皇から戴冠されることにより初めて名乗ることができた。この観念は一六世紀、フェルディナント一世の皇帝即位まで基本的に克服されてはいない。中世後期においては皇帝戴冠式を行わず、皇帝の称号を名乗らなかつた国王もいたが、本紹介においてはこの定型句を「皇帝とライヒ」という形で統一したい。というのも、この言い回しが中世中期から連続しており、また、支配者とライヒという関係における「国王」と「皇帝」という語のもつニュアンスの違いは、今ここで捨象しても差し支えないと思われるからである。

(6) 著者の論点は、池谷氏の上述の二つの論文(註2)においてさらに詳しく述べられている。

(7) ループレヒトはオーバーラインシュタインで選出され、ボンで戴冠されている。当時、同時代の人々にとって国王への登位の「正しい」手続きは、フランクフルトにおいて選出され、アーヘンにて戴冠されるというものであった。ヴェンツェルはこの手続きに則って、国王に昇格している。

(8) 特にここでは近年の帝国議会の起源に関する研究の先鞭をつけた P. Moraw, *Versuch über die Entstehung des Reichstags*, in: *Politische Ordnung und soziale Kräfte im alten Reich*, hg. v. H. Weber, Wiesbaden 1980 をあげておく。特にこの整理は S. 18f を参照のこと。

(9) P. Moraw, *bes. S. 30f* において、モラーフの帝国議会の発生に関する考察における都市の位置付けがなされている。

(10) 一五世紀にはいるともはや都市の集会は都市同盟だけではなくなる。例えば、一四七一年以降の一般都市会議 (*allgemeine Städtetage*) などである。T. M. Martin, S. 314.

(11) シュバートによれば、中世後期において二人の国王の並立状態が出現したならば、戦争などによりどちらかの王が死ぬことによって、「正統な王」が神により選ばれるという、一種の神判観念が存在した。帝国は、このことでもってただ一人の首長をもち、安定することができたのである。E. Schubert, *bes. S. 303-306*.

(12) 特に一三九九年と一四〇〇年における都市の動きを池谷氏が明らかにしている。池谷、「一四〇〇年のドイツ国王選挙」、三五―三七頁。

(13) 著者の主張によれば、中世的な「宮廷会議」という言葉をもって、帝国政策に関する協議集会をいい表すことができるのは、一定の条件をつけてループレヒトまでであり、ジギスムント以降は本質的に新しい要素が付加されるという。また、仮に「帝国議会」という言葉の出現の前に帝国議会と呼びうる集会が存在していたとしても、それをジギスムントの時代に当てはめることは、誤った像をこの時代にもたらし可能性がある。それゆえ、ジギスムントの時代における帝国政策の協議集会を「帝国議会」とした。

(14) 一九七一年に彼は、ルードルフ・フォン・ハプスブルクの都市政策
に關しての論文でギーセン大学から博士号を授与されている。註(1)
を参照。